（準用）

第九条の七の四　（略）

（略）	（略）	（略）
第四条の五第三項第三号	別表第二の四の上欄	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄
第四条の五第三項第四号	別表第二の四	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表
（略）	（略）	（略）

第六十条の八の二　削除

（法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の三　法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

一・二　（略）

（法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の五　法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める船舶は、総トン数五トン以上の船舶とする。

（法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴）

第六十条の八の六　法第十八条第四項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、二年以上甲板部に乗り組んだ履歴とする。ただし、学校教育法第一条に規定する高等学校、大学（水産に関する学科を置くものに限る。）、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構として、別表第六の単位数の欄に掲げる数修得した者にあつては、一年以上甲板部に乗り組んだ履歴とする。

（法第十八条第四項第二号イの国土交通省令で定める知識及び能力）

第六十条の八の七　法第十八条第四項第二号イの国土交通省令で定める漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となる知識及び能力は、次に掲げる事項とする。

一　漁ろう設備の概要及びこれを使用した操船

二　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響

三　漁船に関する海洋環境その他の国際条約及び国内法令に関する事項

四　その他漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関し必要な事項

（船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第六十五条の二　法第二十二条の二第一項の承認（以下「承認」という。）を申請する者（第百四十三条において「承認申請者」という。）は、第十五号様式による船員条約締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添え

（準用）

第九条の七の四　（略）

（略）	（略）	（略）
第四条の五第三項第三号	別表第二の三の上欄	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄
第四条の五第三項第四号	別表第二の三	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表
（略）	（略）	（略）

（法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の二　法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶は、小型船舶以外の船舶とする。

（法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶）

第六十条の八の三　法第十八条第三項の国土交通省令で定める船舶は、小型船舶以外の船舶であつて、次に掲げる船舶以外のものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（締約国の資格証明書を受有する者の特例）

第六十五条の二　法第二十三条第一項の承認（以下「承認」という。）を申請する者（第百四十三条において「承認申請者」という。）は、第十五号様式による締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、次条第一